亀岡市公告第１０１号

亀岡市地域包括支援センター設置運営業務について、公募型プロポーザル方式により法人の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月９日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

１　業務概要

（１）業務名

亀岡市地域包括支援センター設置運営業務

（２）業務内容

ア　業務内容

受託法人は、次の事業を行うものとする。なお、各事業の詳細は、「令和８年度亀岡市地域包括支援センター運営方針」及び一般財団法人長寿社会開発センター「地域包括支援センター運営マニュアル」に従い実施すること。

（ア）第１号介護予防支援事業（法第１１５条の４５第１項第１号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）。）

（イ）包括的支援事業（法第１１５条の４５第１項第１号ニ、第２項第１号から第３号まで）

ａ　介護予防ケアマネジメント業務

ｂ　総合相談支援業務

ｃ　権利擁護業務

ｄ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ｅ　社会保障充実分（法第１１５条の４５第２項第４号から第６号まで）

（ａ）在宅医療・介護連携推進事業

（ｂ）生活支援体制整備事業

（ｃ）認知症総合支援事業

（ウ）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第１１５条の４６第７項）

（エ）指定介護予防支援業務（法第１１５条の２２）

（オ）その他の業務

※　詳細は別紙「令和８年度仕様書（参考）」及び「亀岡市地域包括支援センター運営方針（第９期　令和８年度　版）【参考】」のとおり

イ　人員体制

（ア）地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員体制

人員体制は＜表１＞に示すとおりの配置とする。

ａ　保健師又はこれに準ずる者

（ａ）保健師

（ｂ）地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（看護師に准看護師は含まない。）であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者

ｂ　社会福祉士又はこれに準ずる者

（ａ）社会福祉士

（ｂ）福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者

ｃ　主任介護支援専門員

（ａ）主任介護支援専門員

（ｂ）次のいずれかに該当する者とする。

①　「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成１８年６月１５日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

②　センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算５年以上である者、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

＜表１＞

<table>
<tr><td colspan="2">職種</td><td>第一号被保険者数 3,000 人未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門職種</td><td>主任介護支援専門員等</td><td rowspan="2">１．５人
※社会福祉士等・主任介護支援専門員等を合わせて常勤換算1.5人以上</td></tr>
<tr><td>社会福祉士等</td></tr>
<tr><td>保健師等</td><td>常勤専従１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">機能強化職員
（上記専門職種又は介護支援専門員）</td><td>常勤換算１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>３．５人</td></tr>
</table>

※　人員体制については、令和８年度実績を示している（第１０期介護保険事業計画（令和９年度から令和１１年度まで）においては見直しを行う予定）。

（イ）指定介護予防支援業務所に係る人員体制

次に定める人員を１人以上配置すること。

ａ　保健師

ｂ　介護支援専門員

ｃ　社会福祉士
ｄ　経験ある看護師
ｅ　高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事
※　上記職員は常勤算定で１人となること（非常勤・兼務は不可）。

ウ　業務対応時間

（ア）業務日は月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）とする。

（イ）窓口の開設時間は午前８時３０分から午後５時１５分までを原則とし、開設時間中は常時相談対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。なお、業務時間帯以外であっても地域の住民の相談や関係団体等への会議出席要請がある場合は対応が可能となるように調整すること。

（ウ）上記（ア）、（イ）の規定にかかわらず、受託法人は、緊急時には連絡がつき、必要に応じて訪問等の対応が可能な体制を常時確保すること。

エ　設備要件等

（ア）センター事務所は、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、担当圏域の住民の利便性を重視し、市と相談の上設置すること。なお、設置に要する経費は受託者の負担とする。

（イ）センターには事務室と相談室を設置すること。

（ウ）事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を設置すること。また、併設のサービス提供事業部門がある場合は、センターの事務スペースとは分離すること。

（エ）事務室には、センターで専用利用できるパソコン、電話、プリンター、ファクシミリ及び必要な事務機器を設置すること。なお、パソコンについては、業務上必要なソフトが入ったものを各職員に必ず１台確保すること。また、緊急連絡用の携帯電話を必要人員分設置し、２４時間３６５日対応とすること。

（オ）相談室は、相談者のプライバシーが確保されるような構造とすること。なお、他の介護サービス事業所等と共有することは差し支えない。また、簡易に移動できるパーテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。

（カ）インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

（キ）センターの職員が専用に利用できる自動車を２台以上配備すること。なお、本業務の設計金額には、軽自動車２台分（リース含む。）の導入費及び運営費を積算している。社用車を配置する場合は、本市に登録（車検証の写しを添付）するとともに車両に担当センター名称を掲げることとする。ただし、掲示はマグネットで取り外しができるものでも可とする。

（ク）事務所や設備類に係る契約及びそれに関連する事故等については、受託法人が一切の責任を負うものとする。また、センターの設置に関する経費については、受託法人の負担とする。

（ケ）賃借した物件にセンターを設置する場合、設置予定物件に関する賃貸借契約が成

立していなくても応募は可能であるが、事業実施が決定した後には、速やかに建物所有者と賃貸借契約を締結しなければならない（企画提案書の位置図及び平面図等には設置予定物件に関する情報を掲載すること。）。

（３）募集するセンターの名称及び担当圏域等

名　　称	圏　　域
亀岡市南部地域包括支援センター	南部圏域（東別院町・西別院町・曽我部町）

（４）業務期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※　事業実施については、令和９年度予算が市議会において可決することを要件とする。

※　業務委託に関しては、第１０期介護保険事業計画期間中（令和９年度～令和１１年度）について継続することを前提とし、受託に係る覚書を別途締結する。ただし、令和１０年度以降についても、センターの運営状況が良好と認められる場合に、地域包括支援センター運営協議会の意見聴取を経て、かつ、予算の可決を得た場合に限り契約の更新を可能とする。

（５）委託料

１９，７５０，０００円（※消費税非課税）

ア　委託料の内容（年額）※１

高齢者人口（南部圏域）（R8.8 時点）	配置人数 ※１	専門職職員 ※２	機能強化職員 ※２	新規設置物件費等 ※３	合計委託料
2,096 人	2.5 人＋1 人	16,250 千円	2,000 千円	1,500 千円	19,750 千円

※１　業務委託料及び配置人数については令和８年度実績額を示している（第１０期介護保険事業計画（令和９年度から令和１１年度まで）においては見直しを行う予定）。

※２　業務委託料には、人件費（包括的支援事業に係る配置基準人数分）、物件費、事務管理費（消耗品費、光熱水費、役務費等、リース料（車両等））を含む。

※３　新規設置物件費等については、令和９年度以降圏域内に法人所有外物件で新たに事務所を設置した場合に限り定額（１，５００千円（令和８年度実績））を業務委託料に加算することとする。

イ　指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、センターを受託する法人の収入となるが、指定介護予防支援業務の一部業務委託を行う場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこと。

（６）令和９年３月における引継業務

公募により選定された法人が、応募するセンターを新規に受託する法人の場合、現在のセンター受託法人から円滑な引継ぎを令和９年３月に（期間は３月１日から３月３１日までの１箇月を予定）行う。

このため、令和９年３月には、４月以降に配置を予定する職員が必要に応じて、現センターの委託法人から引継ぎを受けることになるため、その体制を確保しなければなら

ない。（※経費等は別途相談）

２　実施形式　　公募型

３　日程（予定）

令和８年１０月１５日（木）　質問締切
令和８年１０月１９日（月）　質問に対する回答
令和８年１０月２３日（金）　参加申込書の提出期限
令和８年１０月２８日（水）　資格確認結果送付
令和８年１０月３０日（金）　企画提案書の提出期限
令和８年１１月　５日（木）　プレゼンテーション審査
令和８年１１月１３日（金）　審査結果通知

４　参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。ただし、契約締結の間に、資格要件のいずれかを有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６７に規定する法人であること。
（２）亀岡市内に介護保険サービスを提供する事業所があり、かつ、介護保険サービスの提供実績がある法人であること。
（３）介護保険証第１１５条の２２第２項の規定に該当しないこと。
（４）本業務の公示日から契約締結日までの期間において、国や地方公共団体等の指名停止を受けていない者であること。
（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（７）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
（８）次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
ア　役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（９）本業務一括再委託しない者であること。

５　参加申込みの手続

（１）提出書類

別紙「亀岡市地域包括支援センター運営業務応募書類一覧表」の資料№.１から№.１６までを各１部提出すること。

（２）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※　持参の場合は、平日の午前９時から午後４時３０分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

（３）提出場所

亀岡市役所１階　高齢福祉課地域包括ケア推進係

（４）提出期限

令和８年１０月３０日（金）午後４時３０分まで（郵送の場合は必着）

６　質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

（１）受付期間

公募開始から令和８年１０月１５日（木）午後４時３０分まで

（２）受付方法

質問書（様式１３）に記入の上、「１６　事務局」まで電子メール又はＦＡＸで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。

（３）回答日・回答方法

令和８年１０月１９日（月）午後５時までに電子メールで回答する。

また、市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

（４）質問内容

ア　質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

イ　法律や国の通知、「地域包括支援センター運営マニュアル」等で確認できる内容については、原則として回答しない。

７　企画提案書の提出方法

「５　参加申込みの手続」により参加申込みした法人は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさなかった者に関しては、この限りでない。

（１）提出書類

「８　企画提案書について」に記載のとおり

（２）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※　持参の場合は、平日の午前９時から午後４時３０分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

（３）提出先

亀岡市役所１階　高齢福祉課地域包括ケア推進係

（４）受付期間

令和８年１０月３０日（金）まで（郵送の場合は必着）

８　企画提案書について

（１）提出書類

別紙「亀岡市地域包括支援センター設置運営業務提出書類一覧表」の資料№１７から№２２までを提出すること。

（２）提出部数

正本１部、副本７部

（３）作成上の留意点

ア　まとめ方

（ア）綴じ方は、上記（１）に掲げる書類を順にまとめて、項目ごとに白表紙を入れ、文字表記のインデックスを付ける（番号のみは不可）。

（イ）１部ずつ、フラットファイル等に綴じ、表紙・背表紙に標題「亀岡市地域包括支援センター設置運営業務企画提案書」と記載し、法人名を記載する。

（ウ）企画提案書（様式７）の正本（１部）には、法人名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には法人名称、所在地、代表者名など法人名が特定できる情報は記載しないこと。また、企画提案書各ページにも、事業所名称、社章、商標等、法人名が特定できる情報は記載しないこと。（従事予定者名は除く。）

イ　その他

（ア）文字の大きさは、原則として１２ポイント以上（図表、注釈等を除く。）で、書き方は原則、Ａ４縦長、横書きとすること。（設計図面はＡ３版可とする。）

（イ）文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。

（ウ）企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。両面印刷可。

（エ）企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。

（オ）使用言語は日本語とし、なるべく専門用語を避けて分かりやすく平易な表現に努

めること。

９　審査

参加要件を満たすと認めた法人に対し、亀岡市地域包括支援センター運設置営業務受託法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が１法人のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

（１）日時

令和８年１１月５日（木）

※　時間は電子メールにて別途通知する。

（２）場所

亀岡市役所　３階　３０３会議室

（３）出席者

出席者は３名以内とする。

（４）所要時間

４５分以内（準備５分、説明３０分、質疑応答１０分）

（５）内容

説明は企画提案書により行うこととし、新たな資料提出は認めない。

（６）その他

指定した時間に遅刻したとき、又は欠席したときは失格とする。

１０　企画提案者が１法人の場合の取扱い

参加者が１法人の場合は、選定員会において手続を継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。

１１　選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知する。

１２　結果通知等

（１）優先契約交渉法人の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉法人の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、「３　センターの運営に関する事項」の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価配点合計の５割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

（２）結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該

当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

１３　契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

（１）「４　参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
（２）契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
（３）提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
（４）その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

１４　情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成１２年亀岡市条例第３２号）に基づき公開する。

１５　その他

（１）本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
（２）参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式１１）を提出すること。
（３）企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
（４）業務の一部再委託は、原則として認めない。
（５）提出書類等は返却しない。
（６）審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉法人となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
（７）契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
（８）発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
（９）発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
（10）次の場合、提出書類等は無効とする。
　ア　提出期限を過ぎて提出された場合
　イ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
　ウ　提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合
　エ　提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
（11）審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
（12）本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
（13）不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

（14）企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、法人の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

１６　事務局

〒６２１－８５０１

京都府亀岡市安町野々神８番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課　　担当：松永（まつなが）・島田（しまだ）

電話番号：０７７１－２５－５１２７

ＦＡＸ番号：０７７１－２４－３０７０

電子メール：kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp